

旅館業法申請手続きフロー(由布市)

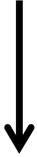
※施設を新設して営業する場合

申請地の都市計画法の規制(用途地域)・条例等の確認



由布市役所庄内庁舎 都市景観推進課 097-529-7334

水質汚濁防止法特定施設の届出(着工の60日前までに)



中部保健所由布保健部 健康安全・衛生課 097-582-0660

※一日の排水量が最大50tを超える場合は瀬戸内海特別措置法の許可
(瀬戸内海特別措置法に関しては大分県庁環境保全課 097-536-1111)

建築確認申請



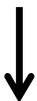
大分土木事務所 建築住宅課 097-558-2141

完了検査申請(検査済証の入手) 場所や建物の規模によっては検査済証が不要なものがあります
その場合は、誓約書と建築工事届の提出が確認できる書類



大分土木事務所 建築住宅課 097-558-2141

消防法令適合通知書交付申請(消防法令適合通知書の入手)



由布市消防本部予防課(挟間) 097-583-1320

温泉利用許可申請 ※温泉を利用する場合 申請手数料 35,000 円

食品営業許可申請 ※飲食物を提供する場合 申請手数料 17,000 円

旅館業許可申請 ※申請手数料 22,000 円

公衆浴場業許可申請 ※立ち寄り湯をする場合 申請手数料 22,000 円

中部保健所由布保健部 健康安全・衛生課 097-582-0660



特定建築物の届出 ※延床面積 3,000 m²超は使用開始後 1 ヶ月以内に届出

中部保健所由布保健部 健康安全・衛生課 097-582-0660

※庁舎への訪問が必要ない手続きもあるため、管轄機関に事前に電話確認してください。